清水町議会議長 加 来 良 明 様

議会活性化特別委員会 委員長 原 紀 夫

委員会調査の中間報告(第2回)について

平成28年第2回清水町議会定例会において、議会活性化等について調査する目的で本委員会が設置され、これまで目的を達成するために調査を重ねてきており、第1回中間報告(平成28年12月13日)以降の調査内容について、会議規則第46条第2項の規定により第2回中間報告をします。

記

- 1. 調 査 事 項 議会の活性化等について
- 2. 調査の経過 別紙「議会活性化特別委員会活動経過」のとおり
- 3. 調査の結果

議会活性化特別委員会での調査・検討項目は、全員協議会で提起された①議員定数、②議員報酬、③委員会の所管、④委員任期の4項目と、本委員会で提起した①一般質問の答弁書の必要性、②分かりやすい議会広報の作成(議会ルールの説明を含む)、③請願者・陳情者による趣旨説明機会の設定、④町民の声を聴取する場の設定(模擬議会、団体との懇談会を含む)、⑤政務活動費

の導入、⑥議会サポーター制度・モニター制度の導入、⑦議員の 資質向上、⑧一般質問での質問内容是正に向けた議長等の裁量権 の拡大(重複質問の取扱いを含む)、⑨各種会議の持ち方の見直 し(全員協議会での積極的な意見交換を含む)、⑩初回質疑(質 問)からの一問一答の導入の10項目の合計14項目が挙げられ ているが、先行して本委員会で提起した10項目の調査・検討を 行い、以下のとおり結果をまとめた。

(1)一般質問の答弁書の必要性

十勝管内では10町村で答弁書を配付しており、一般質問での議論を深める、再質問での数値確認を防ぐ目的で答弁書は必要との結論になったが、質問議員が希望しない場合は求めない選択制にすることとし、答弁書の配付は執行側の理解がなければ実現しないため、執行側と事前協議を行って調査・検討を進めた。

執行側との事前協議で出された意見等を参考に詳細を協議し、 答弁書は当日の朝に希望する議員本人へ配付する、議員の通告も 要旨が分かるように詳しく記載する、答弁書は議長及び事務局に も配付することとした。

更に、執行側で答弁調整後に答弁書を修正する時間も必要になることから、開会してから一般質問までの休会日を平日で2日増やすこととし、答弁書は当日の朝に一斉に配付する予定のため、質問順序の関係で質問通告が遅い時間に集中する可能性への対応も協議したが、当面は現行のままとして不都合があれば再度協議することになった。

実施時期については、答弁書の提出を執行側と協議を行い、了 承を得た後から実施とする。

(2)請願者・陳情者による趣旨説明機会の設定

十勝管内でも議会基本条例を制定している町を中心に提出者の 説明機会を保障しているが、現状でも参考人制度を活用して提出 者の意見を聴くことは可能であり、委員会審査において積極的に 説明機会を設けていくことになった。

(3)一般質問での質問内容是正に向けた議長等の裁量権の拡大(重複質問の取扱いを含む)

町の重要な意思を決定し、行財政運営を監視する機能を有する 議会の構成員である議員が、執行機関の所信や疑義をただすこと ができないと、その職務を果たせないことから、一般質問は議員 固有の機能として与えられているもので、通告制が採用されて議 長の許可を得て質問することになるため、裁量権の拡大は行わず、 重複質問の取扱いを含めて現行のままとする。

(4)各種会議の持ち方の見直し(全員協議会での積極的な意見交換を 含む)

各種会議の持ち方は特に不都合な部分がないため現行のままとし、積極的な意見交換の保障は既に会議規則を改正して「自由討議」を導入しており、本会議・全員協議会等での議員間の議論をこれまで以上に深めていくことになった。

(5)初回質疑(質問)からの一問一答の導入

十勝管内の町村でも半数が一般質問の初回から一問一答方式を 導入しているが、初回質問・答弁は質問台と演壇を使用している ことから、初回質問は現状どおり一括質問とする。

質疑の項目数が多いと一括質疑は分かりづらくなるため、初回 質疑から一問一答方式を導入する結論になり、質疑での制限は現 行のまま一項目3回までとなった。

初回質疑からの一問一答の導入については、執行側と協議を行って了承を得た後、議会会議規則等運用例の一部改正を行い実施とする。

(6)分かりやすい議会広報の作成(議会ルールの説明を含む)

町民にとって分かりやすい議会広報紙を議員自ら作成する必要があるため、議会広報紙の編集体制を含めて調査・検討を進めた。

十勝管内でも6町が広報委員会を常任委員会化しており、広報 紙編集の専任化を図る目的で広聴活動を含めた常任委員会を設 置する結論になった。

常任委員会の名称は広報広聴常任委員会とし、委員定数は6人、 所管は①議会広報紙に関する事項、②町民への広聴活動に関する 事項、③議会ホームページに関する事項、④議会のインターネット中継に関する事項とするが、議会広報紙の発行に専念するため、 「議会報告会と町民との意見交換会」の所管は現状どおり議会運 営委員会とする(広報広聴常任委員会の所管との意見もあった)。

今後発行する広報紙のイメージとしては、なるべく早く発行する、年4回の発行を基本に必要に応じて特別号を発行する、議会ルールの説明・タイムリーな情報・町民の声を掲載する、内容を充実させるためにページ数は増やす、カラー印刷を検討するなどが挙げられたが、議会広報発行基本要綱及び議会広報発行細則の見直し等は、広報広聴常任委員会で協議することになった。

広報広聴常任委員会の設置について、執行側と予算提案を協議 し、平成30年3月に議会委員会条例の一部改正を行い、広報広 聴常任委員を選任することとする。

(7)町民の声を聴取する場の設定(模擬議会、団体との懇談会を含む) 議会の関心を高める、議会活動を知ってもらう、議員のなり手 不足対策につなげるなどの目的で中学生・高校生を対象にした模 擬議会に取り組む結論になり、以前に開催実績のある団体との懇 談会は、希望があればいつでも実施することになった。

模擬議会、団体との懇談会以外の町民の声を聴取する場の設定として、「議会報告会と町民との意見交換会」を開催しており、 当面は他の取り組みは行わないことになった(議会報告会と町民 との意見交換会の結果を基に、更に意見聴取の場の設定が必要と の意見もあった)。

模擬議会の開催については、平成30年11月を目途に要綱案 を作成し、執行側などと開催や予算提案の協議を行うこととする。

(8)議会サポーター制度・モニター制度の導入

町民の声を議会運営に反映させることを目的に、議会モニター制度を $5\sim1$ 0名程度の人数で導入するとの結論になり、公募しても人数不足があれば、年代等のバランスを考慮して依頼することになった。

一度に両制度を導入するのは困難であるため、議会サポーター 制度はモニター制度導入後に検討することになった。

議会モニター制度の導入については、平成30年11月を目途 に要綱案を作成し、執行側と予算提案の協議を行うこととする。

(9)政務活動費の導入

政務活動費は議員定数、議員報酬と関連する制度であることから、議員定数、議員報酬と一緒に検討することになった。

(10)議員の資質向上

議員の資質向上は本人の意欲によって大きく左右されるが、資質向上のためには研修が不可欠であり、研修の機会を増加させることになった(特に新人議員研修は必要との意見あり)。

議員の研修計画について、平成30年11月を目途に案を策定 し、執行側と予算提案の協議を行うこととする。

4. 今後について

全員協議会で提起された議員定数、議員報酬、委員会の所管、 委員任期の4項目と、議員定数及び議員報酬と一緒に検討する政 務活動費の導入について、既に調査・検討を始めているが、町村 議会における議員のなり手不足が全国的な課題として取り上げられている中、町議会として今後もその役割を果たすためにはどうあるべきなのかの議論を深め、必要に応じて町民意見の聴取を行いながら調査・検討を進めることになっている。

議会活性化特別委員会活動経過

【平成29年】

区分	期日	調査・検討内容
第8回委員会	1月19日	◇一般質問の答弁書の必要性について 議論を深める等の目的で答弁書は必要とするが、質問議員が希望しない 場合は求めない選択制とする 執行側の理解がなければ実現しないため、事前に新町長と協議を行うこ とにする
	4月11日	○執行側との事前協議 委員長が「一般質問の答弁書の必要性について」事前協議
第9回委員会	4月25日	◇一般質問の答弁書の必要性について 執行側との事前協議で出された意見等を参考に協議し、答弁書は当日の 朝に希望する議員本人へ配付、議員の通告も要旨が分かるように詳しく 記載、答弁書は議長及び事務局にも配付とする
第10回委員会	5月30日	 →般質問の答弁書の必要性について 執行側で答弁調整後に答弁書を修正する時間も必要になるため、開会してから一般質問までの休会日を平日で2日増やす、答弁書は当日の朝に一斉に配付するため、質問順序の関係で通告が遅い時間に集中する可能性への対応は現行のままとするが、不都合があれば再度協議とする ◇請願者・陳情者による趣旨説明機会の設定について現状でも参考人制度を活用して提出者の意見を聴くことは可能であり、委員会審査において積極的に説明機会を設けていくことにする →般質問での質問内容是正に向けた議長等の裁量権の拡大(重複質問の取扱いを含む)について一般質問は議員固有の機能として与えられており、議長の許可を得て質問するため、裁量権の拡大は行わず、重複質問の取扱いを含めて現行のままとする ◇各種会議の持ち方の見直し(全員協議会での積極的な意見交換を含む)について積極的な意見交換等を協議 ◇その他 議員定数、議員報酬、委員会の所管、委員任期の4項目の調査・検討時期は委員長に一任する
第11回委員会	6月6日	◇各種会議の持ち方の見直し(全員協議会での積極的な意見交換を含む) について各種会議の持ち方は不都合な部分がないため現行のままとし、積極的な 意見交換は「自由討議」を導入しており、本会議・全員協議会等での議

		員間の議論をこれまで以上に深めていくことにする
		●
		初回質疑・質問からの一問一答を協議
645		◇初回質疑(質問)からの一問一答の導入について
		一般質問の初回質問・答弁は質問台と演壇を使用しているため、初回質
		問は現状どおり一括質問とする
		項目数が多いと一括質疑は分かりづらいため、初回質疑から一問一答方
第12回	7月6日	式を導入し、質疑の制限は現行のまま一項目3回までとする
委員会		◇分かりやすい議会広報の作成(議会ルールの説明を含む)について
		どのような広報紙を作成するのか協議
		◇町民の声を聴取する場の設定(模擬議会、団体との懇談会を含む)につ
		いて
		模擬議会、団体との懇談会等を協議
		◇分かりやすい議会広報の作成(議会ルールの説明を含む)について
		町民にとって分かりやすい議会広報紙を議員自ら作成するため、広報紙
第13回	7月24日	編集の専任化を図る目的で常任委員会を設置する
委員会		◇その他
		これまでの調査・検討結果を全員協議会で報告する時期は、特別委員会
		で提起した10項目の調査・検討後とする
		◇分かりやすい議会広報の作成(議会ルールの説明を含む)について
第14回		常任委員会の名称等を決定する
委員会	8月29日	名称:広報広聴常任委員会、委員定数:6人、所管:①議会広報紙に関
女只云		する事項、②町民への広聴活動に関する事項、③議会ホームページに関
		する事項、④議会のインターネット中継に関する事項
	9月22日	◇分かりやすい議会広報の作成(議会ルールの説明を含む)について
		広報広聴常任委員会は広報紙の発行に専念するため、議会報告会と町民
		との意見交換会の所管は現状どおり議会運営委員会とする
		今後発行する広報紙のイメージは、なるべく早く発行、年4回を基本に
		必要に応じて特別号を発行、議会ルール・町民の声等を掲載、ページ数
		は増やす、カラー印刷を検討するなどが挙げられたが、広報発行基本要
<i>₩</i>		綱及び広報発行細則の見直し等は広報広聴常任委員会で協議とする
第15回		◇町民の声を聴取する場の設定(模擬議会、団体との懇談会を含む)につ
委員会		いて
		議会の関心を高める、議会活動を知ってもらう、なり手不足対策につな
		げる等を目的に中学生・高校生を対象にした模擬議会に取り組むことに
		なり、団体との懇談会は希望があればいつでも実施とする
		◇議会サポーター制度・モニター制度について
		議会サポーター制度・モニター制度を協議
		◇政務活動費の導入について
		▽▽▽▽□ → → → → → → → → → → → → → → → → →

		関連する制度のため、議員定数、議員報酬と一緒に検討とする
		◇議員の資質向上について
		議員の資質向上を協議
		◇町民の声を聴取する場の設定(模擬議会、団体との懇談会を含む)につ
		いて
		模擬議会、団体との懇談会以外の町民の声を聴取する場としては、議会
		報告会と町民との意見交換会を開催しており、当面は他の取り組みは行
		わないことにする
		◇議会サポーター制度・モニター制度について
第16回	10月6日	町民の声を議会運営に反映させる目的で議会モニター制度を5~10
委員会		名程度の人数で導入し、公募しても人数不足があれば年代等のバランス
		を考慮して依頼する
		- 一度に両制度を導入するのは困難なため、議会サポーター制度はモニタ - 一度に両制度を導入するのは困難なため、議会サポーター制度はモニタ
		一制度導入後に検討とする
		◇議員の資質向上について
		議員の資質向上は本人の意欲によって大きく左右されるが、資質向上の
		ためには研修が不可欠であり、研修機会を増加させることにする
		◇特別委員会で提起した10項目の調査・検討結果について
		10項目の調査・検討結果を確認し、新たに取り組む項目の課題・実施
		時期等をまとめる
	11月6日	①一般質問の答弁書の必要性···答弁書の提出を執行側と協議し、了承を
		得た後から実施、②初回質疑(質問)からの一問一答の導入…初回質疑
		からの一問一答導入を執行側と協議して了承を得た後、会議規則等運用
		例を改正して実施、③分かりやすい議会広報の作成(議会ルールの説明
第17回		を含む)…広報広聴常任委員会の設置について、執行側と予算提案を協
委員会		議し、平成30年3月に委員会条例を改正して常任委員を選任、④町民
		の声を聴取する場の設定(模擬議会、団体との懇談会を含む)…模擬議
		会の開催について、平成30年11月を目途に要綱を作成し、執行側な
		どと開催等を協議、⑤議会サポーター制度・モニター制度の導入…議会
		モニター制度の導入について、平成30年11月を目途に要綱を作成
		し、執行側と予算提案を協議、⑥議員の資質向上…議員の研修計画につ
		いて、平成30年11月を目途に策定し、執行側と予算提案を協議
	11月28日	◇特別委員会で提起した10項目の調査・検討結果について
		全員協議会での報告内容を確認する
		全員励磁会 Cの報合内谷と確認する
第18回		○一成員足数、成員刊酬、安員云の自己、安員正規、政務自動員の等人にフレントでは、 いて
委員会		V C
		・
		特別委員会の調査状況を12月定例会で中間報告(第2回)する

全員協議会	11月30日	◆特別委員会で提起した10項目の調査・検討結果について
		10項目の調査・検討結果を報告し理解を得る
		○執行側と協議
	12月4日	正副委員長が「一般質問の答弁書の提出」、「初回質疑からの一問一答方
		式の導入」、「広報広聴常任委員会の設置」を協議